

○住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業対象要綱（平成 29 年 4 月 26 日 国住備第 14 号）

（傍線部は改正部分）

(新)	(旧)
住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修等事業対象要綱 平成 29 年 4 月 26 日 国 住 備 第 14 号 住 宅 局 長 通 知 最終改正：令和 6 年 10 月 22 日 <u>国 住 備 第 81 号</u> (通則) 第 1 条 社会資本整備総合交付金交付要綱(平成22年 3 月26日付け国官会第 2317号)に規定する住宅確保要配慮者専用賃貸住宅等改修事業の対象等に関しては、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「住宅セーフティネット法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)並びに関係法令及び関係通知によるほか、この要綱の定めるところによる。 (定義) 第 2 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一・二 (略) <u>三 居住安定援助賃貸住宅 住宅セーフティネット法第40条第 2 項第二号に規定する居住安定援助賃貸住宅(地方公共団体が所有する住宅を含む)をいう。</u> <u>四</u> 住宅確保要配慮者居住支援協議会 住宅セーフティネット法第81条第 1 項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会をいう。	住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業対象要綱 平成 29 年 4 月 26 日 国 住 備 第 14 号 住 宅 局 長 通 知 最終改正：令和 6 年 3 月 29 日 <u>国 住 備 第 468 号</u> (通則) 第 1 条 社会資本整備総合交付金交付要綱(平成22年 3 月26日付け国官会第 2317号)に規定する住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業の対象等に関しては、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「住宅セーフティネット法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)並びに関係法令及び関係通知によるほか、この要綱の定めるところによる。 (定義) 第 2 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一・二 (略) <u>(新設)</u> <u>三</u> 住宅確保要配慮者居住支援協議会 住宅セーフティネット法第51条第 1 項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会をいう。

五 住宅確保要配慮者居住支援法人 住宅セーフティネット法第59条第1項に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人をいう。

六 (略)

七 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅等改修事業 地方公共団体が、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅又は居住安定援助賃貸住宅を供給するため住宅等の改良を行う者に対し、改良に要する費用を補助する事業

八 (略)

(対象)

第3条 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅等改修事業の対象は、次の各号に掲げる要件に適合する住宅確保要配慮者専用賃貸住宅又は居住安定援助賃貸住宅を供給するために行う改良に要する費用とする。

一・二 (略)

三 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅又は居住安定援助賃貸住宅としての管理の期間が10年以上であること。ただし、次のイからハまでに掲げる要件に適合する場合についてはこの限りでない

イ～ハ (略)

四 住宅が次のイからハまでに掲げる区域内に存するものであること

イ 空家等対策計画等において、空家の住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅又は居住安定援助賃貸住宅への有効活用等の推進が位置づけられている地方公共団体の区域

ロ 住宅確保要配慮者居住支援協議会等において住宅確保要配慮者に住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅又は居住安定援助賃貸住宅の情報提供やあっせんを行うなど、住宅確保要配慮者居住支援協議会等との連携に係る取組を行っている地方公共団体の区域

ハ (略)

五 (略)

六 賃貸人は、入居者が不正の行為によって住宅確保要配慮者専用賃貸住宅又は居住安定援助賃貸住宅に入居したときは、当該住宅確保要配慮者専用賃貸住宅又は居住安定援助賃貸住宅に係る賃貸借契約の解除をす

四 住宅確保要配慮者居住支援法人 住宅セーフティネット法第40条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人をいう。

五 (略)

六 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業 地方公共団体が、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅を供給するため住宅等の改良を行う者に対し、改良に要する費用を補助する事業

七 (略)

(対象)

第3条 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業の対象は、次の各号に掲げる要件に適合する住宅確保要配慮者専用賃貸住宅を供給するために行う改良に要する費用とする。

一・二 (略)

三 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅としての管理の期間が10年以上であること。ただし、次のイからハまでに掲げる要件に適合する場合についてはこの限りでない

イ～ハ (略)

四 住宅が次のイからハまでに掲げる区域内に存するものであること

イ 空家等対策計画等において、空家の住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅への有効活用等の推進が位置づけられている地方公共団体の区域

ロ 住宅確保要配慮者居住支援協議会等において住宅確保要配慮者に住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の情報提供やあっせんを行うなど、住宅確保要配慮者居住支援協議会等との連携に係る取組を行っている地方公共団体の区域

ハ (略)

五 (略)

六 賃貸人は、入居者が不正の行為によって住宅確保要配慮者専用賃貸住宅に入居したときは、当該住宅確保要配慮者専用賃貸住宅に係る賃貸借契約の解除をすることを賃貸の条件とすること

ることを賃貸の条件とすること

七 第4条第1項第八号に掲げる工事を行う場合にあっては、既に住宅確保要配慮者専用賃貸住宅 又は居住安定援助賃貸住宅 として 供給されている 住宅の改良に要する費用も本事業の対象とする。

八 第4条第1項第一号、第七号、第九号又は第十号に掲げる工事を行う場合であつて、次のイ及びロに該当する場合にあっては、既に住宅確保要配慮者専用賃貸住宅として供給されている住宅の改良に要する費用も本事業の対象とする。

イ 居住安定援助賃貸住宅を供給するために行う改良であること

ロ 第4項第1項第一号又は第十号に掲げる工事を行う場合にあっては、入居を受け入れる住宅確保要配慮者の範囲を拡大すること

(対象額)

第4条 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅 等 改修事業における改良に係る対象額は、次の各号に掲げる費用（以下、この条において「改良に係る費用」という。）のうち、地方公共団体が改良を行う者に対し補助する額（改良に係る費用の3分の2に相当する額を限度とする。）とする。

一～十五（略）

2 一の住宅確保要配慮者専用賃貸住宅 又は居住安定援助賃貸住宅 において、改良に係る費用の限度は、前項に掲げる工事に係る費用の合計額（ただし、150万円（次の表の左欄に掲げる工事を行う場合は、左欄に掲げる工事の区分に応じてそれぞれ右欄に定める額とする。また、前項第五号に掲げる工事において子育て支援施設の併設に係る工事を実施する場合は、一の施設につき3,000万円を加えた額とする。）を限度とする。）とする。

附 則
(略)

附 則

本要綱は、令和6年10月22日より施行する。

七 第4条第1項第八号に掲げる工事を行う場合にあっては、既に住宅確保要配慮者専用賃貸住宅として 登録を受けている 住宅の改良に要する費用も本事業の対象とする。

(新設)

(対象額)

第4条 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業における改良に係る対象額は、次の各号に掲げる費用（以下、この条において「改良に係る費用」という。）のうち、地方公共団体が改良を行う者に対し補助する額（改良に係る費用の3分の2に相当する額を限度とする。）とする。

一～十五（略）

2 一の住宅確保要配慮者専用賃貸住宅において、改良に係る費用の限度は、前項に掲げる工事に係る費用の合計額（ただし、150万円（次の表の左欄に掲げる工事を行う場合は、左欄に掲げる工事の区分に応じてそれぞれ右欄に定める額とする。また、前項第五号に掲げる工事において子育て支援施設の併設に係る工事を実施する場合は、一の施設につき3,000万円を加えた額とする。）を限度とする。）とする。

附 則
(略)